

報 道 資 料

平成 24 年 1 2 月 3 日
総 務 部 総 務 課
県政情報係 新谷、石田
直通 0742-27-8348
庁内内線 2349、2388

奈良県情報公開審査会の第 148 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 157 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 24 年 1 月 30 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：警察本部 交通部 交通指導課
- ◎ 対象行政文書：道路交通法施行令第 26 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号の制定趣旨が分かるもの
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示（不存在）決定
 - 不開示理由：「道路交通法施行令第 26 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号の制定趣旨が分かるもの」に係る行政文書を作成又は取得していないため不存在
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

○ 行政文書の不存在について

審査請求人は、「道路交通法施行令第 26 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号の制定趣旨が分かるもの」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「施行令」という。）第 26 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号は、道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成 11 年政令第 229 号）により制定された規定である。政令の制定は内閣の事務であり、施行令が改廃されたときは、警察庁から都道府県警察等に対し、改廃の趣旨等に係る文書が発出され、都道府県警察等がこれを取得することは考えられるが、都道府県警察等がこのような文書を作成することは考えられない。

一方、道路交通法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 87 号）の制定に伴い、警察庁交通局長から各地方機関の長等宛てに平成 11 年 9 月 22 日付け丙交企発第 89 号等「道路交通法の一部を改正する法律等の規定の趣旨及び内容について」（以下「改正通達」という。）が発出されており、当審査会がこれを見分したところ、施行令第 26 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号の規定に係る記述があり、審査請求人が開示を求めている「道路交通法施行令第 26 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号の制定趣旨が分かるもの」に該当するものと認められる。

しかし、改正通達は、平成 14 年 3 月 31 日以前に実施機関が取得したものであり、条例附則第 1 項第 2 号の規定に基づく奈良県情報公開条例の一部の施行期日を定める規則（平成 14 年 1 月奈良県規則第 37 号）により、条例は、平成 14 年 4 月 1 日以後に警察本部長の職員が職務上作成し、又は取得した行政文書について適用されることとされているため、改正通達について条例は適用されない。

また、平成 14 年 4 月 1 日以後に作成又は取得された行政文書について、実施機関において探索したが、審査請求人が開示を求めている行政文書は発見されなかったとのことであり、諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成 23 年	7 月 10 日		
② 決 定	平成 23 年	7 月 20 日	付けで不開示決定	
③ 審査請求	平成 23 年	8 月 30 日		
④ 諮 問	平成 23 年	9 月 15 日		
⑤ 経 過	平成 24 年	3 月 16 日	第 152 回審査会	審議
	平成 24 年	6 月 26 日	第 155 回審査会	審議
	平成 24 年	9 月 4 日	第 156 回審査会	審議
	平成 24 年	10 月 17 日	第 157 回審査会	審議
	平成 24 年	11 月 15 日	第 158 回審査会	審議